

いきいき美浦に人咲く 夢咲く 福祉咲く



美浦村

2016.5.1

Vol.

69

# しゃきょうだより



## 笑顔で見守る未来の宝 ～みほ見守り隊～

緑のタスキを掛けた老人クラブ会員による「みほ見守り隊」が、村内各地において下校児童へ声掛けをしながら、地域の安全・安心のため年3回、各学期初めの10日間見守り活動を行っています。子ども達の元気な挨拶が「みほ見守り隊」の一番の励みになります。

## 特集

日々の暮らしをお手伝い  
安心、笑顔のサービスを

美浦しゃきょうの介護保険サービス

- 平成28年度 美浦村社会福祉協議会 事業計画・予算報告
- みほしゃきょうトピックス 2016.1月～3月



歴史に

スポット

第7回

美浦トレセンの成り立ち(後編)



美浦村しゃきょうだよりの発行は赤い羽根共同募金の配分金事業で行われています。



## 誰にでも起こりうる、身近な介護の問題

昨今、「介護離職者」「介護施設人員不足」など、メディアで「介護」についての問題が話題となっております。介護問題は、誰にでも起こる身近な問題となっております。体調を崩し入院したけれど、退院後、介護はどうしていけばいいのか？介護サービスを必要としていても、そもそもサービスの使い方がわからない等、様々な介護の問題や不安がついていきます。

介護保険サービスは様々なものがあり、入所施設等を利用することも選択肢の一つとなりますが、ここでは身近な美浦村社会福祉協議会で行っている介護保険事業の紹介をします。介護を受けなければならない、介護をしなければならない状況になってしまった場合でも、いつまでも住み慣れたご自宅や地域で暮らしていけるよう、美浦村社会福祉協議会の介護保険事業がサポートしていきます。

特集

日々のくらしをお手伝い  
安心、笑顔のサービスを



介護保険サービスを利用するための相談窓口！！

### 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

居宅介護支援事業所は、介護保険の認定を受けたけれど介護保険サービスを利用したいのに使い方が分からない等、介護を必要としているご利用者・ご家族の為に介護に係わる総合的な相談窓口になります。介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護の認定を受けられたご利用者・ご家族と相談し、ご自宅での介護方法やどのような介護保険サービスなどが利用できるかなど検討し、ケアプランの作成や保険請求などの手続きなどを行います。ご利用者・ご家族が、安心して介護サービスを利用できるようサポートします。

※ケアプランの作成および相談は無料です。



自宅での生活の手助けがほしいならここへ！

### 訪問介護事業所（訪問ヘルパー）

訪問介護事業所（ホームヘルパー）が「要介護」「要支援」の認定を受けた方に対し、ホームヘルパーがご自宅に訪問し、食事や入浴、排泄のお手伝いをする身体介護サービスや、炊事や洗濯、掃除、買い物などの生活援助サービスを行います。

ご利用者の方が住み慣れたご自宅で、自立した日常生活を営めるようサポートしております。



※生活援助サービスに関しては、一人暮らしやご家族の方が障害や疾病がある場合などご利用出来る方が限定されるものもあります。詳しくはご相談下さい。

美浦しゃきょうだいの介護保険サービス





ご利用者の素敵な笑顔の花を咲かせます！

## 通所介護事業所(デイサービス)

「要介護」「要支援」の認定を受けた方に対して、ご自宅へ送迎を行い、美浦村デイサービスセンターにて入浴や排泄、食事のお手伝い、体力の維持向上を目的とする機能訓練(リハビリや口腔ケア)サービスを行います。そして、様々なレクリエーションやご利用者同士の交流などを通じて、心身の刺激や社会参加を促進します。また、地域のボランティアの方を呼んで、毎月の誕生会や季節のイベントなども開催いたしています。ご利用者がご利用者らしく、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、またご家族の介護負担の軽減を図ることをサポートしております。



介護が必要になったら、まず要介護認定の申請が必要です！

## 介護保険サービスを利用するための流れ

介護が必要になった時には村の福祉介護課に、介護認定の申請をする必要があります。要支援や要介護と認定されると、さまざまな介護サービスを原則1割(所得に応じて2割)の自己負担額で利用することができます。まずは相談をして、詳しい申請方法を聞いてみましょう。

大まかな流れとして①申請書等必要な書類の提出申請→②訪問調査→③介護認定審査会での審査・判定→④認定という流れになります。非該当から要介護度5までの認定を受け、要介護度の違いによって、利用できるサービスの種類や条件が異なります。要支援、要介護の認定を受けると、介護保険サービスを利用することが出来ますが、非該当でも村で行っている介護予防事業により、デイサービスやホームヘルパー等の介護保険と似たようなサービスを利用できる場合がありますので、村福祉介護課へご相談下さい。

※申請/相談は…美浦村役場 福祉介護課(電話 885-0340 代表)まで

一人で悩まず、  
お気軽にご相談を！



「介護ってよく分からない事が多い。」誰でも突然介護が必要な状況になれば、分からないことだらけになります。介護が必要な状況になったとしても、ご利用者・ご家族みんなが安心して暮らせるよう、介護で困ったとき、介護が伝わらなくなったとき、社会福祉協議会の介護事業所へお気軽に相談して下さい。介護する側とされる側が、お互いに笑顔でいられるよう、私たちがお手伝いします。

介護に関するご相談は

美浦村デイサービスセンター 電話 885-8885



- イ ボランティアセンターの運営
- ウ 高齢者福祉関係事業
  - ① 敬老会の開催（村との共催）
  - ② 長寿御祝い（金婚・喜寿・最高齢者祝）
  - ③ ひとり暮らし高齢者買い物ツアーの開催
- エ 地域活動の拠点作りの推進
  - ① 地域福祉活動の啓発を目的とした研修事業
  - ② 活動団体に対する情報・相談・助言の提供および活動費の助成
- オ 社会参加推進事業
  - ① 趣味講座の開催（基礎からの男性料理教室）
  - ② 映画上映会の開催
- カ 世代間交流事業
  - ① 三世代輪投げ大会
  - ② 保育所児と高齢者のふれあい運動会
  - ③ 歳末餅つき交流会
  - ④ 親子将棋教室の開催
- キ 共同募金歳末たすけあい事業
  - ① 歳末たすけあい支援事業（クーポン券贈呈）
  - ② 歳末地域たすけあい事業（歳末事業を行う団体へ助成）
  - ③ 「猫の手貸します」シルバー人材センター利用券贈呈事業
  - ④ 「サンタが美浦にやってくる」クリスマスプレゼント贈呈事業
- ク 福祉教育・啓発活動事業
  - ① 小学校区における福祉教育・体験等の推進
  - ② 福祉ボランティア教育の推進を行う学校への助成
  - ③ 中学生ボランティア育成講座の開催
- ケ 子ども・母子父子家庭支援事業
  - ① いきいき子育て支援金の支給
  - ② 母子父子家庭入学祝金の贈呈
  - ③ 交通遺児入学祝金の贈呈
  - ④ おもちゃ図書館の運営
- コ 被災世帯見舞金支給事業
- サ 福祉団体活動助成金交付支援事業
- シ 広報・啓発活動
  - ① 広報誌の発行
  - ② ホームページの運営
  - ③ イメージキャラクター「みほちゃん」の積極的な活用
  - ④ 広報誌広告協賛企業の募集
- ス 当事者組織の運営支援
  - ① 村老人クラブ連合会
  - ② 村母子寡婦福祉会
  - ③ 村遺族会

- (2) 福祉サービスの利用支援
  - ア 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）
  - イ 低所得者支援事業（資金の貸付・フードバンクによる食材提供）
  - ウ 地域総合相談（心配ごと相談・法律相談）
    - ① 心配ごと相談の開設（月2回）
    - ② 法律相談の開設（月1回）
- (3) 在宅福祉サービスの利用支援
  - ア 配食サービス事業
  - イ 外出支援事業
    - ① 福祉機器（車イス）の貸与（無料）
    - ② 福祉車両の貸与（有料）

## 2. 在宅介護・障害福祉

- (1) 指定居宅介護支援事業所の運営
  - ア 居宅介護支援事業
  - イ 介護予防支援事業（村受託事業）
- (2) 指定通所介護事業所の運営
  - ア（予防）通所介護事業
  - イ 美浦村通所型介護予防事業（村受託事業）
    - ① 一日型
    - ② 半日型 やまゆり運動教室
  - ウ 生きがいデイサービス（村受託事業）
  - エ 地域生活支援（日中一時支援・村受託事業）
- (3) 指定訪問介護事業所（居宅介護事業所）の運営
  - ア（予防）訪問介護事業
  - イ 軽度生活援助事業（村受託事業）
  - ウ 居宅介護・重度訪問介護事業
- (4) 美浦村自立支援センター「ホープ」の運営

## 3. 指定管理

- (1) 老人福祉センターの管理受託
- (2) デイサービスセンターの管理受託

## 4. 会務運営

- (1) 理事会の開催
- (2) 評議員会の開催
- (3) 監事会の開催

## 5. その他の事業

- (1) 茨城県共同募金会美浦村支会の運営

# 平成 28 年度 美浦村社会福祉協議会 事業計画・予算報告

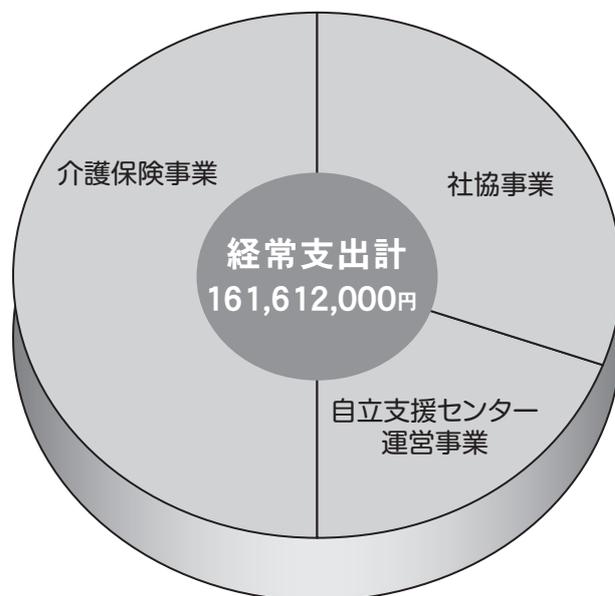
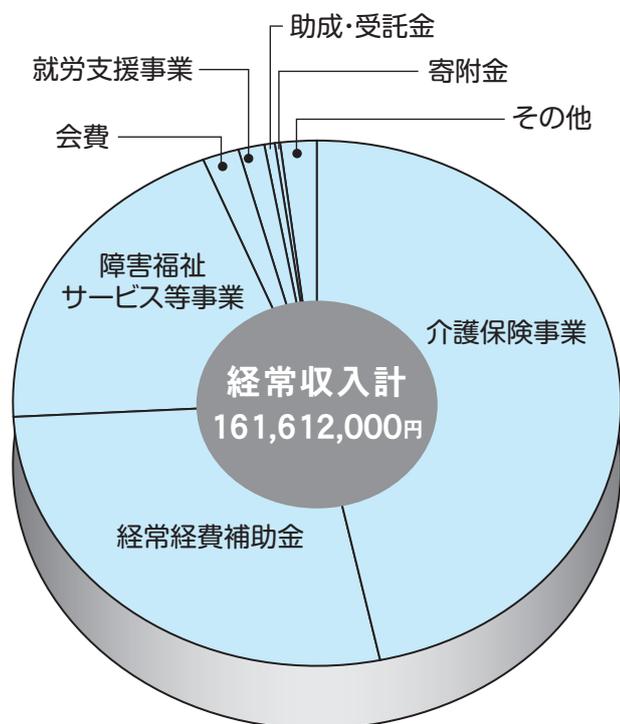
社会福祉法人改革を柱とした社会福祉法改正案が平成 27 年 7 月、衆議院本会議で可決され、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務、行政の関与等のあり方が示されました。これは、社会福祉法人に対する大きな改革が本格的に始まったとされており、当会でも適切な役員の選任や会計監査対応、情報開示体制の整備、社会福祉充実残額の明確化等、求められている仕組に適切に対応してまいります。

介護分野においては「要支援」を対象とする訪問介護と通所介護が、介護保険の枠組みから外れ、今後は「市区町村が取り組む地域支援事業」に移されることになりました。これは、市町村の裁量で独自にサービス内容や料金を設定することができるようになるため、当会では村と連携しながら、平成 29 年度のスタートに向けて、多様なサービスの提供に向けて取り組んでいくところです。

生活支援分野においては、地域住民が主体となって活動する団体やボランティア等による、地域の見守り・支え合い等の支援の提供が求められています。当会では、老人クラブ・民生委員・区長など地域住民の協力の下、ひとり暮らし高齢者の見守り活動を行っているところですが、28 年度は、事業の安定化と内容の充実化をはかります。

障害者福祉事業においては、26 年度 6 月より就労継続支援 B 型に移行した「美浦村自立支援センターホープ」が地域社会での自立や就労を目的とした訓練等の障害福祉サービスを供与しており、28 年度も新たに 2 名の訓練生を受け入れる予定です。

住みなれた地域で、いつまでも元気に安心して暮らし続けることができるようにするため、地域のもつ底力を復活させることを社会福祉協議会の使命として、ボランティアや地域の方々との連携を深めながら、様々な福祉課題の解決に取り組んで参ります。



## 1. 地域福祉の推進

### (1) 地域福祉活動の推進

#### ア 地域見守り活動の推進

- ① 下校児童の見送り、声かけによるあいさつ運動の実施

- ② ひとり暮らし高齢者宅訪問による、孤立防止・安否確認の実施
- ③ その他防犯、社会的孤立防止活動に関すること



### 家族介護教室を開催しました



2月20日、村保健センターにて家族介護教室を開催し、安心した老後を過ごすために、老後に向けたライフプランについての講話や、健康寿命について栄養の面から学び、簡単ランチ作りを行いました。午後からは、気持ちよい自力整体を行い、一日を通して介護について知識や技術、リフレッシュの仕方を学ばれました。

### ボランティアセミナーを開催しました

2月26日、老人福祉センターで開催のボランティアセミナーでは、子どもに関わるボランティアを中心に約40名が臨床心理士の枝松慎次郎先生の「子どもの心と子育ての現状」と題した講義を受講しました。ユーモアを交えた講演は解りやすく、保育所でのボランティア活動等子育て支援に活かされるでしょう。



### 日本財団の助成でリフト車を導入



3月24日、美浦村デイサービスセンターへ日本財団福祉車両助成事業による福祉車両（リフト車）が納車されました。今後、介護事業でご利用者の送迎などに活用させていただきます。ありがとうございました。

### 福祉事業活動用ライトバンが共同募金から

茨城県共同募金会よりライトバンが配分され、4月12日、水戸市の県総合福祉会館において伝達式がありました。

赤い羽根募金を財源に配分されたこの車が、村内の福祉事業に活躍します。



### 福祉活動団体助成金交付

地域福祉の充実のため福祉関係団体やボランティア団体等が行う高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上を目的とした自主的・積極的な活動に対し、活動助成金を交付します。

○受付期日 6月15日(水)まで  
 ※交付要件がありますので、詳しくは本会事務局まで、お問い合わせください。



※この事業は社協会費で行われています。

### 福祉車両貸出サービス

車いすに乗ったまま乗り降りができるスロープ付福祉車両を貸出します。外出や通院時などにぜひご利用下さい。



○利用料金 1日500円(保険料) + 走行距離1km × 14円

○利用時間 午前8時30分から午後5時まで

○利用方法 利用者登録が必要です

※詳しくは本会事務局までお問い合わせください



# 大切にします！あなたの善意

## 平成28年 熊本地震義援金募集

4月14日からの熊本県熊本地方を震源とする地震により、熊本県内各地において人的被害をはじめ家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、熊本県の全市町村に災害救助法が適用されました。

茨城県共同募金会では、被災者への義援金を募集しています。

◇受付：美浦村社協事務局  
(共同募金会美浦村支会)

### ◇募金箱設置場所

- ・デイサービスセンター
- ・老人福祉センター
- ・役場住民課
- ・中央公民館

◇募集期間：6月30日迄

<平成27年12月16日～平成28年4月15日寄付分>

### ◇やまゆり基金

美浦村区長会 様……………¥116,000

### ◇善意銀行

陶美 様……………¥5,000  
 友駿健康麻雀倶楽部 様……………¥3,723  
 平成27年度美浦大学生一同 様……………¥6,179  
 吉田 賢治 様……………¥3,000

### ◇物品寄贈

川崎 様 (介護用品等)

地域サポートクラブ「ふきのとう」様  
(ホワイトボード)

匿名7件 (介護用品、タオル)  
匿名1件 (書道用具)

### ◇古切手・使用済みプリペイドカード

みほ絵てがみ同好会「彩」様  
 フィールドバック株式会社 様  
 中野 久永 様／橋本 皓司 様  
 吉田 賢治 様／匿名5件

美浦村社会福祉協議会では、寄付金の他、古切手や使用済みテレフォンカード、書き損じ葉書を受け付けています  
※古切手を収集の場合、切手のまわりの余白を5ミリ～1センチ位残して切り取り、日本切手と外国切手に分けてください。

### ◇平成27年度善意銀行募金箱(村内設置募金箱より)

募金箱設置団体名	金額	ニューかわざし 様	金額	木原郵便局 様	金額
ココストア美浦バイパス店 様	……………¥2,467	筑波銀行美浦支店 様	……………¥1,753	美浦村中央公民館	……………¥123
あたりや食堂 様	……………¥9,210	常陽銀行美浦支店 様	……………¥1,949	美浦村デイサービスセンター	……………¥658
る・ぱるく 様	……………¥12,694	J A 稲敷安中支店 様	……………¥272	美浦村老人福祉センター	……………¥432
キッチン夢 様	……………¥767	J A 茨城かずみ本店 様	……………¥140	合計	¥36,643
		美浦郵便局 様	……………¥3,135		

平成27年度の募金箱は総額¥36,643でした。ご協力ありがとうございました。



## 美浦村おもちゃ図書館



世界中で長く愛されている良質のおもちゃたちが、あなたのお子さんに遊んでもらうのを待っています。

- ◇対象 美浦村にお住まいの障害児／未就学児
- ◇開催日 毎月第2／第4土曜日  
午前9時30分～11時30分
- ◇場所 美浦村老人福祉センター
- ◇内容 おもちゃでの遊び  
おもちゃの貸出

※この事業は社協会費で行われています。

## 社協の相談事業《無料・要予約》

会場：老人福祉センター ◎予約受付 TEL：885-7080  
担当：増尾 ※この事業は社協会費で行われています。

### 心配ごと相談所

相談日：第1・3月曜日

(祝祭日の場合は翌営業日。※年末年始を除く)

時間：午後1時～3時

### 弁護士による法律相談

5月 相談日：5月25日(水) 予約開始：5月2日(月)

6月 相談日：6月22日(水) 予約開始：6月1日(水)

7月 相談日：7月27日(水) 予約開始：7月1日(金)

時間：午後1時30分～午後4時



## いきいき子育て支援金



子供を安心して産み育てる事の出来る環境作りのため支援金を支給しています。

- ◇対象 第3子以降の子を養育している親権者1名
- ◇条件 美浦村に住所が1年以上あることなど
- ◇金額 1歳児／2歳児 年2万円  
3歳児 年1万円
- ◇注意点 自己申告になります。申請期限があります

詳しくは「いきいき子育て支援金」で **検索**

※この事業は社協会費で行われています。

社会福祉法人  
美浦村社会福祉協議会・  
美浦村デイサービスセンター

〒300-0424  
茨城県稲敷郡美浦村受領 1546-1  
TEL：029-885-0038  
(社会福祉協議会事務局)  
：029-885-8885  
(美浦村デイサービスセンター)

FAX：029-840-4552  
ホームページ  
：http://www.mihoshakyo.jp

美浦村老人福祉センター・  
ボランティアセンター・  
美浦村自立支援センター「ホープ」

〒300-0421  
茨城県稲敷郡美浦村木原 150-2  
TEL：029-885-7080  
FAX：029-885-1042  
(福祉センター・  
ボランティアセンター)

TEL：029-885-6010  
FAX：029-886-3633  
(自立支援センターホープ)

### 職員人事(平成28年4月1日付)

福祉課通所介護係長 鈴木 廣(前総務課総務第一係長)  
 総務課総務係主任 伊藤直喜(前福祉課通所介護管理者)  
 福祉課自立支援事業係指導員 大浦景子(新規採用)  
 福祉課地域福祉係主事 晝田陸実(新規採用)  
 総務課総務係主事 飯野拓未(新規採用・美浦村役場へ派遣)



# 歴史に

# スポーツ

## 第7回

## 美浦トレセンの成り立ち(後編)



### ◇誘致に伴う関連事業

昭和47年10月5日、約六百人の招待者を迎え、美浦トレセンの起工式が行われましたが、それに先立ち進入道路の早急な建設が求められていました。

昭和44年12月25日、美浦村と日本中央競馬会(以下「競馬会」)は「進入路建設に関する基本合意書」を締結、建設費の8割を競馬会、2割を美浦村が負担することになりました。用地買収が昭和45年1月から始まり、紆余曲折を経て昭和46年11月8日に進入道路の竣工式が行われました。この進入路が完成したことにより、大量の重機・特殊車両が山野原野を切り開いていく、本格的な造成工事に入るこ

とができたのです。

また、トレセンの雨水、生活雑排水の排水路が必要なため、高橋川を改修して排水路として利用することになりました。トレセン内の防災溜池から国道125号線付近までの約2キロメートルを、流域水田の土地改良事業とすることで排水路用地も生み出されました。

そしていちばんの難関が、二千頭を超える競走馬と、競馬会関係

者とその家族、約五千人の使う一日五千トンの水を、いかにして確保するかということでした。当初競馬会では、飲用水、業務用水等については地下水によって対応する予定でしたが、広範囲に周辺集落の地下水に影響を及ぼすことが懸念されることと、将来にわたって安定した地下水が湧出されるのかといった不安もあり、これを断念。茨城県に県営上水道供給の要望を重ねましたが、県営の県南広域上水道の供給開始時期が全く未定の状況であったため、競馬会として当時の糸賀村長に美浦村営水道事業の実施を打診してきました。結果、給水開始までに要する費用を全額競馬会が負担することで覚書が締結され、急ピッチで工事が行われ、昭和53年3月24日の竣工式を迎えました。



配管工事も急ピッチで進められた



現在の大谷小学校

### ◇大谷小学校の新校舎建設

現在では村立小学校3校で一番児童数の多い大谷小学校ですが、かつては一学年十数名から20名の小規模な学校でした(現在の美浦幼稚園の場所に幼稚園と併設されていた)。それが、トレセン関係者の児童約六百人の転入が予定されたため、興津地区に新校舎を建設することとなりました。

これに伴い、木原小学校区だった土屋地区(当時は土屋分校)が大谷小学校に統合されました。

### ◇トレセン開場と発展する美浦村

昭和53年4月10日、待ちに待った美浦トレセンの開場式が中央競馬会により、約千人の招待者を迎

え盛大に挙行されました。誘致開始から11年、糸賀村長の感慨もひとしおであったことでしょう。

こうして、8千人余の小さな村が一挙5千人の人口増となり、活気のある美浦村に変わって行きました。トレセン開場後も美浦村は、農村工業導入促進法に基づく工業導入の指定を受けて、様々な工場や企業の誘致を図ってきました。

かつて地方交付税に大きく依存していた財政構造も、村税が高い伸びを示したことにより自主財源の比率が増して、普通交付税の不交付団体となったのです。(現在は普通交付税が交付されています)。

また、美浦トレセンが全国的に名を知られることにより、「みうら」と誤読されることが多かった美浦村が全国区になったのです。(完)



(参考資料)日本中央競馬会美浦トレーニングセンター開発の記録/野人村長(一代)